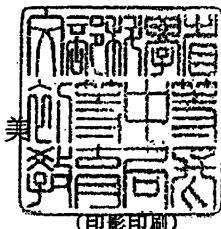


18文科高第680号  
平成19年3月1日

各 国 公 私 立 大 学 長  
独立行政法人大学評価・学位授与機構長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
大学を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放送大学学園理事長  
各都道府県・指定都市教育委員会  
各 都 道 府 県 知 事

殿

文部科学省初等中等教育局長  
錢 谷 真



文部科学省高等教育局長  
清 水



専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令の公布等について  
(通知)

このたび、別添1から別添3のとおり、「専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第2号）」が平成19年3月1日に公布され、これに関連し、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）の一部を改正する件（平成19年文部科学省告示第31号）」及び「学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）の一部を改正する件（平成19年文部科学省告示第32号）」が同日公布され、これらについて、平成19年4月1日から施行されることになりました。

この改正は、中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成18年7月11日）（以下「答申」という。）において制度の創設が提言された「教職大学院」制度の創設等に係るものです。

今回の改正の概要及び留意点は下記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

なお、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれでは、域内の各市町村に対し周知いただくようお願ひいたします。

## 記

第一 専門職大学院設置基準の改正（専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第2号））

### 一 教職大学院関係

#### （1）教職大学院の課程

専門職学位課程のうち、専ら小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とし、本基準に定められた一定の要件に基づくものを置く専門職大学院は、教職大学院とすること。教職大学院の標準修業年限は二年とすること。教育上の必要があると認められる場合には、学生の履修区分等に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満又は二年を超える期間とすることが能够することとすること。標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限ることとすること。（第26条関係）

#### （2）他の大学院における授業科目の履修等

単位互換による他の大学院における修得単位、外国の大学院等における修得単位、入学前における既修得単位について、小学校等の教員としての実務の経験を有する者について免除する実習の単位数とあわせて、修了要件として定める45単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該教職大学院における単位とみなすことができるることとすること。（第27条及び第28条関係）

#### （3）教職大学院の課程の修了要件

教職大学院の課程の修了要件は、二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科等にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、45単位以上を修得することとすること。45単位のうち10単位以上は、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他関係機関で行う実習の履修により修得することとすること。また、小学校等の教員としての実務の経験を有する者については、10単位を超えない範囲で実習により修得する単位の全部又は一部を免除できることとすること。（第29条関係）

#### （4）連携協力校

教職大学院は、実習その他教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとすること。（第31条関係）

### 二 法科大学院に係る他の大学院における授業科目の履修等

法科大学院が、他の大学院における授業科目の履修等と合わせて30単位を超えない範囲で授業科目の履修により修得したものとみなすことができることについて、いわゆる外国大学日本校（大学院の課程）において履修した授業科目について準用すること。（第21条第2項関係）

### 三 その他

所要の規定の整備を行ったこと。

### 第二 学位規則の改正（専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第2号））

教職大学院の課程を修了した者に授与する学位は、教職修士（専門職）とすること。

### 第三 専門職大学院に関し必要な事項について定める件の改正（専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）の一部を改正する件（平成19年文部科学省告示第31号））

#### 一 教職大学院の実務家教員

必要専任教員のうち概ね4割以上は、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とすること。この実務家教員は、小学校等の教員としての実務経験を有する者を中心として構成されるものとすること。（第2条第5項及び第6項関係）

#### 二 教職大学院の教育課程

教職大学院は、実習のほか、教職課程の編成及び実施に関する領域、教科等の実践的な指導方法に関する領域、生徒指導及び教育相談に関する領域、学級経営及び学校経営に関する領域、学校教育と教員の在り方に関する領域について、授業科目を開設するものとすること。教職大学院は、この全ての領域において科目を開設するほか、実習による科目及びその他の開設科目を含め体系的に教育課程を編成するものとすること。学生の授業科目の履修が、いずれかに過度に偏らないよう配慮するものとすること。（第8条関係）

### 第四 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の改正（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）の一部を改正する件（平成19年文部科学省告示第32号））

大学の大学院の研究科等の設置等に際し、学位の種類及び分野の変更を伴わないものとして文部科学大臣への事前の届出で足る学位の種類及び範囲に関し、教職大学院とそれ以外の教員養成を行う専門職学位課程を区分すること。（第1条第1項別表第一関係）

### 第五 留意事項

- 一 実習により修得する単位の免除に当たっては、学生の教職経験を適切に評価した上で、実習により修得させようとする内容との相關性等を踏まえ、免除の可否及び免除する単位数を適切に判断する必要があること。
- 二 連携協力校は、実習や現地調査等学校現場を重視した実践的な教育の場として重要であり、開設科目及びその教育内容等に対応して適切な学校種及び数等である必要があること。

連携協力校の確保に当たっては、教育委員会等学校設置者及び各学校等と十分調整を行った上で行う必要があること。なお、大学と学校設置者等との調整に当たっては、学生の進路選択を制約することのないよう留意すること。

また、いわゆる教員養成目的大学・学部に置かれる教職大学院については、附属学校についても適切に活用する必要があること。

三 専任教員の配置基準の算定に当たっては、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成11年文部科学省告示第175号）」における「学校教育専攻」の例を基礎として算定するものとすること。

四 実務家教員について、その具体的な割合に関しては、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年（平成19年4月1日施行）文部科学省令第11号）による改正後の大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第8条第1項及び第2項から、開設科目等に対応し適正なものである必要があること。具体的には、理論と実務を架橋する専門職大学院においてもその教育の展開上學術研究は重要であることから、極端に実務家教員に偏した教員組織となることのないよう一定程度以上のいわゆる研究者教員も配置させるなど、教員組織全体としてのバランスを確保すること。

また、実務家教員の具体的な範囲等については、専門職大学院設置基準等に規定しているが、その判断の観点について別添4「教職大学院における『実務家教員』の在り方について」（中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成18年7月11日）参考資料）のとおり取りまとめられており、これを参考にすること。

五 教職大学院の教育課程について、全体として体系的に編成されるものとされていることから、5つの領域において共通的に開設される授業科目の単位数の合計は、一定程度（最低必要修得単位数全体から実習の最低必要修得単位数を引いたもののうちの半数）以上となることが目安となること。

六 教職大学院における授業は、講義のほか、グループ討議、実技指導・模擬授業、ワーキングショップ、フィールドワークなど、従来とは異なる新しい教育方法を中心に展開される必要があること。このため、専門職大学院設置基準（以下「令」という。）第8条及び第9条により多様なメディアを高度に利用する方法による授業を実施する場合は、教育課程の編成について、この趣旨を踏まえる必要があること。特に、全ての授業科目の全ての授業が通信により行われる課程は想定されないこと。

七 施設設備については、令第17条の規定により、その目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものであること。このため、例えば教科等の実践的な指導に関する教育を行う場合には、当該教科内容に照らし必要な施設・設備（例えば実験室や実験教材、楽器等）が確保・充実される必要があること。

また、新しい教育方法により展開される授業の実践に当たっては、収容定員に見合った十分な数の講義室・演習室等を確保するとともに、教育活動に支障のない十分なスペースを確保すること。

更に、教育課程や教員の研究内容に対応した図書・学術雑誌等を系統的に備えるとともに、教育活動に支障のない十分な冊数を整備すること。

八 教職大学院を修了した者に対する待遇（職務、給与、採用等）については、都道府

県教育委員会等において、修了者の実績等を踏まえ、採用の公平性等に留意しつつ対応するものであること。

なお、教職大学院修了者の採用・待遇における公平性の確保に関して、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）において、別添5のとおりとしていることを了知いただきたいこと。

本件担当：文部科学省高等教育局専門教育課企画係  
電話番号：03-5253-4111（2501）